

八女市緑の募金助成事業実施要領

1 事業の目的

八女市緑づくり推進協議会（以下「協議会」という。）は、市民による健全な森林づくり、緑豊かな環境づくりを推進するため、協議会が認める団体（以下「団体」という。）が行う緑化事業に助成するものとする。

2 事業の内容

- (1) 助成の対象となる事業は、団体が行う地域の緑化事業の内、緑花木の植栽及び普及啓発活動に限った事業とする。
- (2) 助成金の対象となる経費は、事業実施に要する経費で、植栽事業については緑花木代が事業費の5割以上を占めることとし、協議会が認める経費とする。
- (3) 助成金の交付の条件は、次のとおりとする。
 - ① 緑の募金の目的が十分に発揮され、事業効果が大きいこと。
 - ② 事業完了後も善良な管理ができること。
 - ③ 自主的かつ組織的に事業を実施できること。
- (4) 事業の実施期間は、事業の決定通知がされた年度の3月末までとする。

3 助成金の交付申請

助成金の交付申請は、八女市緑の募金助成事業助成金交付申請書（別紙様式第1号。以下「交付申請書」という。）を協議会に提出するものとする。なお、やむを得ない事情により交付決定を受ける前に事業に着手する必要があるときは、あわせて、交付決定前着手届（様式第2号）を協議会に届け出るものとする。

4 交付決定

- (1) 協議会は、交付申請書を審査し適当と認めたときは、予算の範囲内において交付額を決定し通知するものとする（別紙様式第3号）。
- (2) 助成金は、一団体当たり15万円を限度とする。
- (3) 過去に本事業の助成を受けた団体については、新規申請団体を優先した上で可否を決定する。

5 事業報告

助成金の交付を受けたものは、事業完了後、八女市緑の募金助成事業実績報告書（別紙様式第4号）を提出するものとする。

6 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は協議会において別に定めるものとする。

項 目		内 容	備 考
協議会が認める団体		○行政区 ○シニアクラブ ○子ども会 ○PTA組織 ○八女市 ○各種ボランティア団体等	※地域住民主体で活動する団体
植栽	緑化を実施する場所	○公園（町内広場） ○自治公民館 ○公共施設 ○公共用地	
	助成金の使途	○花苗・苗木購入、配布 ○資材（土、堆肥、支柱等）購入	※労務費については、専門業者による作業を要する場合のみ認める。
普及啓発	普及啓発の内容	○緑に関するイベントや緑との交流活動等の普及啓発活動	※賃金等については、事前に協議会との打合せが必要。
	助成金の使途	○保険料 ○消耗品費 ○その他協議会が認める経費	
募集期間		毎年9月から10月まで※	

※募集期間については、一時的に予算状況による期間延長、繰越金による4月以降の早期募集を行うこととする。